

平成28年熊本地震  
一部損壊世帯（ひとり親世帯・非課税世帯）への「災害義援金」配分  
（ 令和2年（2020年）4月1日現在 ）

平成29年4月28日（金）をもって申請受付を終了しました。  
ただし、長期入院等のやむを得ない理由があれば、当分の間、申請を受付けます。

平成28年熊本地震により被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。  
本市では、全国から寄せられた義援金を、熊本地震による住家被害で一部損壊の「り災証明書」の交付を受けた、「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」、「非課税世帯」に対して3万円配分します。

## 対象

### ①ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、現に児童扶養手当を受給された世帯

※この期間に1ヶ月分でも受給していれば対象となります。

※ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失又は全部支給停止となった場合は、対象外となります。

### ②非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員が、平成28年度の住民税が非課税である世帯

## 必要なもの

- 一部損壊世帯（児童扶養手当受給世帯・非課税世帯）に対する災害義援金申請書、印鑑（認印可）
- 住家のり災証明書（写し可）
- 振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります（ひとり親世帯の場合は児童扶養手当受給者）。表紙の次ページ見開きをA4の用紙にてご提出ください。）
- 《ひとり親世帯のみ》児童扶養手当証書の名前、証書番号等が記載された面の写し
- 《非課税世帯のみ》世帯全員分の平成28年度住民税（所得・課税）証明書（※）  
※平成28年1月1日に住所を有していた市町村で発行されます。
- 理由書（申請期限内に申請できなかった理由を記載）

## 支給

- 義援金の申請受付後、審査の上で支給を決定します。毎月末日までに申請された分について、翌月25日（振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
- 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

## お問い合わせ・申請窓口

- 熊本地震支援金コールセンター 0570-003-157（月～金曜日の8:30～17:15（祝日除く））
- 熊本地震支援金申請窓口（月～金曜日の9:00～16:00（祝日除く））  
中央区役所1階・東区役所2階・西区役所1階・南区役所1階・北区役所1階